

Title	広東人誕生・成立史の謎をめぐって : 言説と史実の はざまから
Author(s)	片山,剛
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2004, 44, p. 1-32
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/11606
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

さて、右で広府人誕生の謎としてあげた問題のうち、「だれが」「いつ」という問題については、夙に牧野巽が、

広府人の間に流布し

"広東人"誕生・成立史の謎をめぐって

――言説と史実のはざまから

片

Ш

剛

一節 問題の所在と先行研究

における漢族アイデンティティをもつ民系の登場という歴史上の大転換を解明することになるからである。周知のごとく、 ば、それは、 ある民系の誕生とともに、他の民系の消滅も解明していく必要があろう。 地域には、どのような民系が存在し、この民系は広府人の誕生とどのように関連し、そして広府人の誕生とともにどこへ行ったのか等々、 から周辺への漢族拡大のあり方を、珠江デルタ地域に即して解明することともいえよう。その場合、具体的には、広府人誕生前夜の当該 ある意味では、中原に誕生した漢族が、次第にその周辺へ拡大していく歴史である。したがって広府人誕生の謎を解明することは、中原 イデンティティを明瞭に有する主要な民系は、歴史上、ただ広府人のみだからである。換言すれば、この問題の考察は、珠江デルタ地域 ぜ」誕生し、拡大してきたのか、またそもそも「だれが」広府人になったのか、という問題がある。なぜ広府人に注目するのかといえ 華南珠江デルタ地域の農村社会史を研究していく時、その最も重要な課題(また謎)として、今日の当該地域における最も主要な民 (エスニック-グループ)である〝広府人〟(日本では〝広東人〟として知られる)が、「いつ」「いかなる歴史状況のもとで」「な 珠江デルタ地域は秦・漢王朝以来の中華王朝の版図であり続けたにもかかわらず、当該地域に存在した民系のうち、漢族ア 中国の歴史は

①唐代に「土人」と呼ばれていた者――唐代までの漢人移住者の子孫と蛮獠(当地のタイ語系在来民系)のうち漢化した者とから成る。 すなわち、創作が 後段参照 ている南雄珠璣巷伝説(南宋末に広府人の祖先が省北部の南雄珠璣巷から移住してきたという伝説。後段参照)等の分析から、広府人は、 九九三:頁三一二]。 が 「華化」(漢族化)して、②元末明初に誕生したと「想像し」ている。なお牧野は同時に、③本伝説があくまで説話-――であり、史実を正確に反映したものではないことも指摘している [牧野一九八五:頁二五八-二五九、二六三。

立って本稿を執筆したので、副題に言説・史実を並べた次第である。 さらにはこの歴史状況が広府人に付与した歴史的刻印を明らかにしていくうえで、大きな手がかりを与えよう。筆者はこのような想定に この意味で、 提とする第二、第三の言説を新たに することも求められよう。なぜなら、広府人はその〝創作〞した伝説を受容することによって逆に自分自身が束縛を受け、この伝説を前 にいかなる特殊な歴史状況が存在していたのか、これを探る必要がある。その場合、史実を解明していくことが当然求められよう。 に据えた研究も少ない。その意味で、広府人が誕生し、その後拡大していく謎を解明するには、元末明初および明代の珠江デルタ地域 伝説の〝創作〟を伴って広府人が誕生したことは、史実の解明とは別に、珠璣巷伝説を始めとして、広府人にかかわる諸言説を分析 広府人が誕生するのがなぜ元末明初なのか。この問題はいまだ解明されていないし、また管見では、これを本格的な検討対象 珠璣巷伝説やそれを前提に生まれた言説のなかに埋め込まれている意味を抽出する作業は、前述の特殊な歴史状況を解明し、 √創作≈したり、伝説に合致するように自己の履歴を改変したりすることが考えられるからである。 (๑)

て引用者が行なった)。すなわち、開成元年(八三六年)に盧釣が嶺南節度使となった時の状況が次のように描かれている と対比するうえでも示唆的であるので、本稿もこの史料を引きながら、牧野の考察を紹介する(邦訳は、牧野訳と『新唐書』を参考にし 巻一八二「盧釣伝」)を引いて考察を加える[牧野一九八五:頁二四九-二五一]。きわめて興味深い史料であり、 関係史のうち、本稿にとって重要なものを、牧野巽の先駆的成果から紹介・整理しよう。牧野は、唐末における広東省の非漢族について、 地に猺族 本稿は主に明代の珠江デルタ地域を考察対象とするが、それに先立って、広府人登場以前(さしあたり元末まで)の漢族と非漢族との という大まかな分布を述べたあと、八三六年ごろの広州城付近の状況について、『旧唐書』巻一七七「盧釣伝」(および『新唐書』 (焼畑を行ない、言語は非タイ系) が、河川・海上に蛋民が、平地に「蛮獠」(水田耕作を行ない、言語はタイ系)が居住すが、河川・海上に蛋民が、平地に「蛮獠」(水田耕作を行ない、言語はタイ系)が居住す 後論する明代の状況

入できないようにした。これ以降、広州城外(「徼外」)〔の者〕は〔釣の立てた法律を〕を謹んで犯さなかった。 (盧釣の着任) 釣は着任すると法律を制定し、 以前、 土人は蛮獠と雑居し、蛮獠と通婚していた。 華と蛮が住む場所を別にして通婚しないようにし、また蛮人が自己名義で農地・家屋を購 官(「吏」)がこれに介入すると、 土人は蛮獠を誘って乱を

る。 る、 婚しており、 獠」とは別に、「土人」=「華人」と称される者(漢人移住者の子孫と「蛮獠」のうち漢化した者とから成る、と牧野は推測する)がい 所を別にして」とあることから、「土人」=「華人」と読みとったうえで、①固有の風俗を保持する「蛮獠」がいるだけでなく、 牧野は、『旧唐書』に現れる「土人」という語が、『新唐書』の対応箇所には「華人」とあり、『旧唐書』の後文にも「華と蛮が住む場 3 「華」と「蛮」に区別すると、「土人」は「華」の範疇に入れられるほど漢化している、④しかし「土人」は「蛮獠」と雑居・通 両民系間の交渉は密接であった、⑤「土人」は官に不満をもつと、「蛮獠」と一緒に反乱を起こすこともある、等を指摘す

の「土人」のように、非漢族に比べて漢族的要素(漢語を話せる等)が相対的に多いが、しかし漢族アイデンティティが完全には確立し るいは民系の変容を考えるうえで、非常に興味深い存在といえよう。このような存在は、 たと推測する。 あろうと推測し、 漢人」と明らかに区別されており、「土人」=「南人」の漢化の程度は北方の「漢人」に比べて薄いことも言う。 牧野は、「土人」が さて、この「土人」は、厳密には北方の「漢人」の範疇に入らないし、また非漢族(蛮獠)にも入らない存在である。 (あるいはそれをかなり喪失している)者を指して、「南人」と呼ぶことにする。それに対して、漢族アイデンティティがすで 加えて、この「土人」は、唐末『北戸録』に登場する「南人」と同じ者を指すこと、『北戸録』中の「南人」は北方の さらに雑居・通婚している点から、「土人」は漢語のみならず、蛮獠の言語であるタイ語も話せるバイリンガルであっ 「華」の範疇に入れられる理由を、「土人」が漢語に習熟し、 言語的に漢族とあまり異ならなくなっているからで 本稿の行論にとって重要であるので、 民系間関係、 以下、こ

に確立している(あるいはそれを依然として保持している)者を指して、「漢族」と呼ぶことにする。 唐に続く五代には広州を首都として南漢国が建国される。その建国者の劉氏に関して、 牧野は、 藤田豊八のアラビア人説と河原正博の

(非漢族) 説とがあるが、いずれも劉氏を漢族とは考えない点で共通していることを紹介する。また宋初の『太平寰宇記』(巻

代を通じて拡大していくと「想像する」。 九八五:頁二四八-二四九、二六二]。そして前述したように、唐代の「土人」が漢族化することで、元末明初に広府人が誕生し、 五七) や南宋『輿地紀勝』(巻八九)に依拠して、牧野は、宋代まで珠江デルタ地域の住民の漢族化は完了していないとする[牧野 明

それは軋轢のない順調な過程であったのか、そして、それはなぜ元末明初であったのか。これらの問題を具体的に、ただし初歩的に検討 するのが本稿の課題である。 い。したがって、唐代の「土人」の末裔がはたして元末まで存続していたのか、また本当に「土人」が広府人へ転化したといえるのか、 以上のうち、「土人」が元末明初に広府人になったとする点は、牧野自身が「想像する」と断っているように、 論証度はあまり高くな

朝関係についても可能なかぎり注意することにしたい。 管見では、 度合いをある程度反映しているからである。すなわち、漢族を王朝との関係から定義すれば、基本的には、「中華王朝に戸籍を登録し、 三など]。というのは、 な関係を結んでいたのかについて、『旧唐書』等に関連情報がないためか、牧野は特に問題として設定していない。*本稿では、この対王 [^]特別待遇^²を受けることなく、 一般の編戸の民=良民とは異なる待遇)や、〝特別待遇〞の廃止を意味する「改土帰流」に言及することが多かった[岡田一九九 従来の西南諸省の非漢族に関する研究は、歴代王朝が非漢族に付与する羈縻政策や土司土官制度などの〝特別待遇〞(徭役免除 この観点からの研究はほとんどされていない。前述の唐代における蛮獠と「土人」の場合も、 対王朝関係の相違・変化は、各民系の漢化・漢族化の度合い、あるいは王朝が判断する各民系の漢化・漢族化の 徭役・税糧等を正規に負担する編戸の民」ということができよう。しかし珠江デルタ地域の場合、 両民系の各々が唐朝とどのよう

第二節 言説の分析

南雄珠璣巷伝説(明代の言説)分析

までに普及したという。しかし、それは卑俗な内容が含まれる小説的、大衆的な説話であり、史実として全面的に信頼するのは困難とす 広府人の間に流布している有名な伝説として、南雄珠璣巷伝説がある。牧野巽によれば、伝説は遅くとも明中葉には成立し、

らず、 牧野の知見および本節2で紹介する清末の言説と関連させて、 していく時に生きた人々であれば、 が可能となろう。その意味やメッセージのなかには、後代の子孫にとっては理解できないものもあるかもしれないが、 であろう。 生する際の背景や誕生の意味が、大なり小なり反映されていると考えられる。そうでなければ、当該民系の間に浸透していくことはない る [牧野一 本稿が改めて本伝説をとりあげるのは以下の理由による。すなわち、 また、 九八五:頁二六二]。この点に本稿も基本的に同意する。また、本伝説に関する研究はすでに多数のものがある。 伝説中にメッセージがあるからこそ、それを受容した者が当該民系に新たに参入することが許されて、 きわめて敏感な反応を起こすものであったろう。本稿はこのような観点に立って、 本伝説に新たな照明を当てることにする。 ある民系の誕生について語っている伝説には、 第一節で紹介した 伝説が誕生・浸透 当該民系の拡大 その民系が誕

ら三者に関する部分を要約すると、 本伝説の「登場人物」としては、 以下のようになる。 広府人の祖先、 珠江デルタにおける先住者、そして当時の王朝の三者がある。伝説内容のうち、これ

甲蓢底村を過ぎた時に、 を負担することを約束させた。 図の十甲の里長戸とし、 待を受けた。 南宋末期 から転出証明書兼通行許可証 を得たうえで「路引」を提出した。これに対して県は、図甲を増設して戸籍を定め、 (一二七三年ごろ)、祖先たちは南雄珠璣巷を本籍地とし、第十四図民籍に所属していた。しかしある事件を契機に、 暫しの後、 残りの者を甲首戸とした。知県は、 路銀が底をついた。そこで「土民」の馮天誠・襲応達らが提供する草葺きの小屋に投宿し、 祖先たちは蓢底村に定着するべく、 (「路引」) を発行してもらい、移住先を求めて珠江デルタ方面へ南下した。しかし、 羅貴らがすでに草屋を建て、 県の役所に赴いて転籍を申請するが、その際に馮・聾の保証 農地を所有しているので、 移住民のリーダー羅貴ら十名を新設する 岡州大良都古蓢 税糧を納め徭役 宿泊・食事の接 役所

広府人

されている。 本伝説で語られている内容を、まず広府人の祖先について整理しよう。 南雄珠璣巷は広東省北部に位置し、 梅関を経て南嶺を越えれば江西省、さらに中原へと通ずる地理的位置にある。この点か 第一に、 移住前における広府人の祖先の析出元は南雄珠璣巷と

摘する

ら、多くの先行研究が、本伝説は広府人の祖先が中原出身であることを暗示することで、その漢族アイデンティティを強調していると指

が合法的であることを示している [西川一九九四:頁二一五。Faure 一九九六:頁四〇]。 第二に、広府人の祖先は、南雄珠璣巷を離れるに当たり、王朝が規定する転出手続きに則って「路引」を受け、移住先の珠江デルタで 一路引」を提出して、新設された図甲(=里甲)に編入されている。つまり、ここではどの王朝下であったかを問わないが、この移住

__; る時代設定は明代になっていることに注意したい[西川一九九四:頁二一五。Faure 一九九六:頁四〇。片山二〇〇〇:頁一九一-一九 本伝説の時期的背景は南宋末に設定されているが、図甲や里長戸は明初に施行された里甲制の用語である。また「第十四図民籍」の 「図」や「民籍」も里甲制に関係するものである。したがって、表面上の時代設定は南宋であるが、それとは別に、王朝との関係に関す 第三に、広府人の祖先は、南雄珠璣巷では第十四図民籍に所属し、移住後には図甲に編入され、リーダーの羅貴は里長戸になっている。

は、 のに対して、本伝説は徭役・税糧を負担することを強調していると [Faure 一九九六:頁四〇]。Faure の説に追加するならば、本伝説 第四に、図甲への帰属後は、徭役・税糧を負担することを知県が約束させている。この点について、Faure が猺族の伝説と対比してい 図甲制における良民として、徭役・税糧を正規に負担することを表明したものといえよう。、、、、、、、、 すなわち、 狢族には、徭役・税糧の免除特権を中華王朝から付与されたという伝説がある。この狢族伝説が徭役・税糧の免除を謳う

一土民」

わち、 ところで、移住先で良民(=編戸の民)となることを官に申請する者(この場合広府人の祖先)の保証人(この場合「土民」)が、 ついた。その時、「土民」は宿泊と食事を提供し、さらに羅貴らが転籍手続きのために県の役所へ赴く時には保証人となっている。すな い。そこでつぎに、馮天誠・龔応達等の「土民」について整理しよう。羅貴ら広府人の祖先は珠江デルタ地域へ到着した後、路銀が底を(当) さて、本伝説を扱った先行研究の多くは広府人の祖先に関しては言及するが、一方、本伝説に登場する「土民」に注意するものは少な 広府人の祖先にとって「土民」は、珠江デルタ地域における先住者として、また、一方的に便宜を提供する者として描かれている。

ては、 で検討したい あるいは何らかの特別待遇をもつ者なのか)を明示していない。この点の解明は、伝説のみならず、史実についても困難があるが、後段 デルタ地域における良民、あるいは良民ではないが、別の形態で王朝との関係をもつ者となろう。ただし本伝説は、広府人の祖先につい の王朝の良民ではない、あるいは当該王朝とまったく関係をもたない「化外の民」であるとは考えにくい。したがって「土民」は、 図甲制の良民となったことを言うが、「土民」については、王朝といかなる種類の関係をもっていたのか (図甲制の良民なのか、

この点は、牧野が紹介した唐代の「土人」を想起させる[牧野一九八五:頁二五九]。 本伝説の「土民」の姓は、馮や襲という漢族風の姓である。したがって「土民」は、 漢族文化を一定程度受容している者といえよう。

こう。 度受容している、 ではなく、 人がこの伝説を作る時に、なぜ「土民」を登場させているのか、等の疑問がわいてくる。解明が困難な点も多いが、後段でとりあげてい 以上から、 保護・保証を与え、③「化外の民」ではなく、王朝と何らかの関係をもっており、④姓に見られるように、 本伝説に登場する「土民」の特徴として、さしあたり、①珠江デルタ地域における先住者であり、②広府人に対して敵対的 等の南人としての特徴を指摘できる。そして、これらの特徴をもつ「土民」とは、いかなる人々なのか、また、(3) 漢族文化を一定程

『新会郷土志輯稿』(清末の言説)分析

2

九八) の関係史を述べたものが、以下に紹介する光緒三十四年(一九〇八)刊『新会〔県〕郷土志輯稿』(北京、 デルタを構成するデルタのひとつ「新会デルタ」であり、異なる地勢が並存する。この地勢の相違に関連して、 「輯稿』と略す) 新会県は珠江デルタの西南部に位置し、 の新寧県設置時には西南部を割いている。地勢的には、後掲の史料1・2も触れているが、県の西部は山地であり、(当) 景泰三年(一四五二)の順徳県設置の際に北部を、成化十四年(一四七八)の恩平県設置の時に西部を、さらに弘治十一年 から引用する史料1・2である。 明清時代には、行政上、広州府に所属した。新会県は元来の領域が広大であったが、明代だけ 中国科学院図書館蔵。 西部と東南部に住む人々 東南部は珠江 <u>一</u>四 以下

ここで『輯稿』の史料としての特徴を説明しておこう。本『輯稿』は、その「例言」によれば、二十世紀極初=清極末の光緒新政期に、

は書かれることのなかった「事実」も叙述されている。この点は、他の広東省諸県の「郷土志」にも共通する。⁽⁸⁾ ここに紹介する「人類」「氏族」の項目には、清末に受容された社会進化論や「優勝劣敗」の歴史観にもとづいて、これまでの地方志で 本および参考書を編集する助けとすることにある」という。従来の地方志(県志や府志)をほぼそのまま転載した巻もあるが、たとえば 新設の中央官庁たる学部が定めた方針にもとづいて編纂されたものである。その目的は、「郷土資料を収集し、 学部編書局が新会郷土課

また()内は引用者による説明、〔〕内は引用者による補足である。 述のように、これによって初めて浮かびあがってくる「事実」もある。(ミタ 南雄珠璣巷伝説を史実として受容している。そのため、珠璣巷伝説を前提とする第二の言説として本資料を捉えるべき部分もあるが、前 す)への交代として叙述している。 史料1・2は、 秦漢以来、特に宋代以降における新会県の居住民の歴史を、「山居の民」から「陸居の民」(後述するように広府人を指 勿論、これは二十世紀極初の新会県における主要民系である広府人が叙述したものである。そして、 なお、 引用史料中における段落わけは引用者によるものであり

史料1:光緒三十四年(一九〇八)刊『新会〔県〕郷土志輯稿』巻五·人類

a広東省内の民族は、その種類が繁雑なので、区分するのが容易ではない。しかし大別すると、ほぼ三種類に分けることができる。す 後に移住してきた者たち〔の子孫〕である。山居の民は、秦の時のいわゆる「陸梁人」〔の子孫〕である。〔陸梁人の子孫のうち〕 魏晋以後に、 なわち「陸居の民」「山居の民」「水居の民(水上生活者の蛋民)」である。陸居の民は、いずれも「中原の種族」(漢族) が唐宋以 る居住が〕 (廉州) 古い種族なのであるが、「今人」(今日の「陸居の民」)は、これら古い種族を一律に「客家」と呼んでいる に居住していた者は獠と呼ばれた。これら「山居の民」はいずれも「百粤」(様々な粤族=越族)という〔広東省におけ 恵州・潮州・連州・梧州(現在は広西チワン族自治区属)に居住していた者は猺と呼ばれ、 高州・瓊州 (海南島)・合

b客家という呼称は明末に始まった。というのは、明初の図甲はどれも陸居の民によって編成されたので、それで〔明末には、 うになったからです。 民は自らを〕「土著」と呼ぶようになり、一方、山居して図甲の戸籍をもたない者は、〔土著となった陸居の民が〕「客」と見なすよ 現在、 客民の姓は、「中原の民族」 調べてみますに、昔、 (漢族) の姓と同じになっている。これは秦漢時代に 百粤のみが雑居していた時代には、 各粤族はそれぞれ固有の姓をもっていたへ割注は省 〔漢族を〕移住させて百粤と雑居

う。 させたので、 長期間を経て、 百粤が漢族に同化して一体になった(姓の面では、百粤が漢族の姓を用いるようになった)

笄簪・尖緑・護屏の諸山に残っている者を併せても、 (中略) 明代以前、 新会 [県 の西部には 「山獠」 (注30参照) わずかに数個の集落があるだけである。 が多数居住していた。 しかし近年に大部分移住してしまったので、 (後略)

史料2:光緒三十四年(一九〇八)刊『新会〔県〕郷土志輯稿』巻七・氏族

平・盆 占める。 である。 が全くいないのであろうか。このことについて、以下のように論じたことがある。 が たがって隋唐時代の編戸が、必ずや聚落を成していたことは疑いない。 (前略) いなければどうして統治が成り立とうか。 (封平・盆允) の県治であり、 これら〔珠璣巷から移住してきた〕宗族は元来中原の普通の士族の末裔である。しかし本県の県治は開発当初であっても、 南宋の度宗咸淳九年(一二七三)に、南雄州珠璣巷から移住してきた者〔の子孫〕は、全県の民族 〔新会県に現在居住している宗族の〕各族譜を調査すると、新会県域に最初に移住してきた祖先は、 また封・岡 〔県治となる〕土地が無ければどうして民を住まわせることができようか。 (封州・岡州)の州治であった。これは隋唐時代のことです。〔県が把握する〕民 今日、なぜ本県の領域に居住する者に、 (住民) の約六、七割を いずれも唐代以後の人 唐代以前の「土著」

b新会 茂る沼沢地だった。 在の高州市) 北百十里(一華里は約〇・五キロ)離れた所 |民族は山を生活の拠点していたので、これら民族を統治するための県治も、[統治に便利なように山地に] 県 南朝時代に次々に設置されたが、その後〔移設されて〕県治ではなくなった十二個の県治跡が、だいたい〔現在の〕県治から の全領域は、山を背にして海に面している。西江(「鬱江」)は北から南へ流れて〔海に〕 から始まって、 移住後に山を生活の拠点にしたので、その結果、粤民に同化していった。 越民の陸梁は元来山居する者であった〈割注は省略〉。漢より唐にいたるまで、 東は西江に至って終わる。県域のうち、西部の大半は高原であり、 〔の山地〕に在るのは、その証拠となろう。 (中略) 当時 (秦漢時代に)、新会県に住 東南部一帯は、 注ぐ。 北方から移住してきた漢族 近い場所に設けられて 山脈は、 唐の時にはまだ葦の 西は高涼 (現

c南宋以後、 県東南部の海辺は、 西江 (「鬱水」) の水流がここに注ぐため、 次第に陸地になっていった。 中原の士族で戦争などの難

府所属の十四県の「民戸」はほとんど宋元時代以後に移住した種族で占められている。 負担していたので、 明代の全期間を通じて起きた。これは新・旧の民族間における最も劇烈な競争である。談愷(第三節4参照) 西に住む よいので、 を避けて移住してきた者は、 だんだん後来者に圧迫されていくのを心配し、その同化した習慣(山居など)が同じであることに基づいて、県西部よりさらに (第三節4参照) 「山獠」と連合し、後来者の 後来の者が、逆に優勝の勢いを占め、人口も急増した。山居の民(主に移住後に粤民に同化した漢族を指す。 かれらは自分たちを「土著」と呼ぶようになり、 が征討したことによって、「新民」の生産・生活の基礎が固まり、また明朝に対して徭役や税糧(土地税) 東南部の荒れ地を開墾して自己の所有地としていった。河川に近い堆積土の田地は肥沃で、 「新民」と敵対関係になった。「西寇」(西部の 一方、 山居の民を「客籍」と見なすようになった。 「山居の民」とその西の「山獠」 が上記反乱を征討し、 現在、 <u>の</u> 後段参照 交通の便も

をもたない者となろう。 には盆地や丘陵・台地を指す。 代には葦の茂る沼沢地であった東南部の海辺を開発しているから、「陸居の民」とはデルタ低湿地を開発した者を指す。 咸淳九年 類である。このうち「水居の民」は、水上生活者として知られる蛋民を指す。『輯稿』は、「陸居の民」と「山居の民」に主たる焦点を った時、 民」がデルタ低湿地以外を生活空間とすることがない、というわけではない。低湿地の開発が完了し、人口一人当たりの農地が小さくな 合わせて叙述しており、また本稿の考察の重点もこの両者にあるので、蛋民については必要に応じて言及するにとどめることを予めお断 わりしておく。 史料1-aは冒頭で、広東省の住民を「陸居」「山居」「水居」の三種類に分類する。これは、住民の主たる生活空間の相違に即した分 史料1— aは、 その周辺の丘陵・台地等を含むと考えられる。一方、「山居の民」が住む県西部は その周辺の台地・丘陵等に可耕地が存在すれば、そこも生活空間とするであろう。 (一二七三)に南雄州珠璣巷から移住してきた者の子孫としているから、これはすなわち広府人を指す。また「陸居の民」は唐 まず問題となるのは 「陸居の民」を唐宋以後に中原から移住してきた者 つまり、 「陸」と「山」との相違であるが、この点を、「陸居の民」と「山居の民」の違いから検討しておこ 「陸居の民」がデルタ低湿地の開発技術を有する者を指すのに対して、「山居の民」はその技術 (漢族)の子孫とする。一方、史料2―aは、これを主に南宋の 「高原」であり、「山」とはいうものの、 したがって、 陸 はデルタ低湿地を中心と ただし「陸居

唐代以前の「山居の民」

頁七五-化による融合といえよう(史料2―b)。中国における低湿地開発技術は、十一世紀江南デルタに始まるとされている [濱島一九九〇: 住まず、 ったと理解している点である。ただし一方的同化ではなく、粤民の側も種族固有の姓を失い、次第に漢族風の姓に変わっており、 目したいのは、 しているのかは不明だが、「北人」を移住前においては漢族であった、あるいは漢族的要素を多く有する人々と考えてよいであろう。注 þ ·獠」をあげる。これらはいずれも昔から広東省に住んでいる所謂「百粵」(=「百越」) の民である。しかし史料2―b(および史料1 は ─八○]。したがって、唐代までの北方からの移住民が低湿地開発技術をもっていた蓋然性は低いから、 西部の山地に住んだとする点は、 旧地の 「山居の民」の範疇に、秦漢から唐代にかけて広東へ移住してきた「北人」も入れている。「北人」のすべてが中原を析出元と 「山居の民」について、史料に即して整理しよう。史料1―aは、 「北人」は、 その主たる生活空間が 技術の歴史から納得のいく説明である。 「山」であるので、移住後に粤民と「雑処」していき、その結果、 「山居の民」として秦代の「陸梁人」、 かれらが東南部の低地に 粤民と同化してい 魏晋以後の 相互同

という。 にすることには意図的なものが感じられる。 はまったく言及していない。元に続く明朝との関係については、 が県治である。 これら融合した「山居の民」のすべてかどうかは不明だが、少なくとも一部が南朝から唐代にかけて「編戸」の民であったはずである しかし不思議なことに、それに続く宋・元時代における「山居の民」と王朝との関係(「編戸の民」であったか否か)について、 !・融合していった漢族を主に想定していることがわかる。 この点を、 明代に新県のために多くの県域を割いている)から西北へ五十キロ離れた山地にあったことから推測してい 南朝時代の県治 (県衙門所在地)が、「山居の民」を治めるために、 なお史料2一cの文脈から、 | 史料1―bで、図甲制に編入されなかったことを言うから、宋元を空白 南宋以降、 特に明代における「山居の民」としては、 現在の県治 (隋唐以降は、 現在の新会県会城鎮 移住後に 史料

南宋以降の「陸居の民」と「山居の民

って、 前述したように、「陸居の民」とは広府人を指す。 経済面や人口の面で次第に「山居の民」を凌駕していくという (史料2−c)。そして清末には、広府人が新会県人口の六○−七 広府人は、 南宋以降、 肥沃な東南部のデル 夕低湿地を開発し、 水上交通の便にも与

○ %を占め 「山居の民」に対する全面的優位をただちにもたらしたわけでもない。 (史料2—a)、さらに「民戸」のほとんどすべてを占めているという(史料2—c)。ただし経済・人口面での優位が、

関係の推移は、 の民」が南宋に移住してきたとするが、「山居の民」の場合と同じく、 いては語っていない。この関係が語られるのは明初からである。明代における「陸居の民」「山居の民」、そして明朝を加えた三者間の 「輯稿」は、 民系間関係を考えるうえで考慮すべき要素として、各々の対王朝関係にも目を向けている。ただし史料1・2は、「陸居 次の三段階に分けることができよう。 「陸居の民」が南宋朝や元朝とどのような関係であったのかにつ

様に疑問を残す(第三節参照)。ただし明白なことは、史料1・2が、両民系の明初の図甲制に対する対応を対照的なものとしている点 少なくとも二通りの可能性があろうが、史料は明示していない。この点は、「山居の民」と宋元王朝との関係が示されていないことと同 として、図甲に課される徭役・税糧等を正規に負担していったであろう。一方、「山居の民」は図甲に編入されず、 いとされる。 段階は、 その場合、 明初の図甲制施行時である。史料1--bによれば、「陸居の民」は明初に図甲制に編入されているから、 「山居の民」が、明朝から土司土官のような〝特別待遇〞を受けたのか、それとも図甲への編入を拒んだのか、 図甲戸籍を得ていな その時から良民

獠」(注30参照)と連合して、「陸居の民」に敵対したという。 の民」は、 第二段階は、「陸居の民」および明朝に対する「山居の民」の抵抗である。これは史実としては第三節4で述べるように、正統七年 四四二)に始まり、 後来の「陸居の民」が次第に優勢となり、自分たちの勢力が弱まるのを心配し、県西部からさらに西へ続く山地に住む「山 明朝官憲等によって鎮圧されるが、嘉靖三十三年(一五五四)まで百年以上続く。 史料2- cによれば、 「山居

び始めたという。 ていったと思われる。そして新会県に残った者に対して、「陸居の民」はこれを客民と呼び始め、一方、「陸居の民」は自身を土著と呼 る。すなわち、 第三段階は、 「山居の民」のうち、 明朝による軍事的鎮圧後の明末である。その状況については、史料の叙述が明瞭ではないが、ほぼ以下のように考えられ 新会県に残った者は「陸居の民」や明朝に抵抗しなくなり、 他の者は猺族の住むさらに西へ移住し

ここで検討すべき点は二点あろう。第一は、 土著と客民との相違は何かである。前述したように、清末において、 民戸は 「陸居の民」

編入されず、 居の民」のように民戸として徭役・税糧を正規に負担してこなかったこと、そして反乱鎮圧後における税糧等の負担においても図甲には 負担してきたことにもとづこう。一方、「山居の民」は明初以来図甲に所属していなかったとされるから、民戸に入らない。そして「陸 これは明らかに民戸としての条件を満たす。そして「陸居の民」が自らを土著と呼んだのも、 差別を受けた) している戸を指す[片山二〇〇〇:頁一九六-一九九]。史料1―bと史料2―cから、「陸居の民」は明初以来図甲に所属していたから、 のみで占められているから、「山居の民」は民戸ではないことになる。民戸(=民籍)とは、明清の珠江デルタ地域の場合、 別の枠組み(その具体的あり方は不明だが)の中で負担するようになったこと、これらが客民と呼ばれ(そしておそらくは 理由と思われる。 明初以来、民戸として徭役・税糧を正規に 図甲に所属

末に始まるとされる。 ば、「陸居の民」は明初の時点から自らを土著と呼び、「山居の民」を客民と呼んでも不思議はない。しかし、これは軍事的鎮圧後の明 ったか、これを検討する必要があろう。 検討すべき第二は、「陸居の民」が図甲に所属し、 が 図甲に所属せず、 したがって「陸居の民」が、 「陸居の民」のごとくには徭役・税糧を負担していなかった事態も、 これを次の3で再論しよう。 なぜ明末まで「山居の民」を客民と呼ばなかったのか、あるいは呼ぶことができなか 徭役・税糧を正規に負担する事態を、 史料は明初以来のこととする。また「山居の 史料は明初以来のこととする。 然りとすれ

明初の言説と清末の言説

3

明初の民系間関係

として設定されている。どちらも広府人の言説であるが、この相違が生じるのは、 府人に保護・保証を付与する存在として設定されているが、一方、 ついては完全には一致しないが)、「山居の民」を珠璣巷伝説の「土民」とみなすことはゆるされよう。ただし珠璣巷伝説の「土民」と ③少なくとも隋・唐王朝の 「輯稿」 は 「山居の民」とでは、 「山居の民」 を、 「編戸」の民であった、と性格づける。これらの特徴は、 1 広府人=「陸居の民」との関係が大きく異なっている。 「陸居の民」(=広府人) が移住する前からの珠江デルタ地域の先住者であり、 『輯稿』では、 後来の「陸居の民」に凌駕され、これと敵対する存在 珠璣巷伝説が成立する時期と『輯稿』が執筆される時 珠璣巷伝説の すなわち、 「土民」の特徴と共通しており 珠璣巷伝説の ②漢族風の姓を有し、 「土民」は、 後来の広 · ③ に

開始前の明初ごろだからであろう。 在していた。 期の違いを反映しているためであろう。『輯稿』は二十世紀初の執筆であるから、 執筆者の したがって、伝説において「土民」が広府人に保護・保証を付与するという状況が描かれているのは、 「山居の民」への視線に影響しているであろう。一方、 珠璣巷伝説は、 明代を通じて生じた「山居の民」 牧野が実証したように、遅くとも明中葉には存 と「陸居の民」 伝説の成立が、

無視することができず、 そしてこの推測に立てば、図甲制参入前の広府人は、社会的には「土民」から保護を受ける自立していない存在であり、 直接的関係を結んでおらず、 伝説中に登場させたと推測される。 「土民」の媒介を必要とする存在であった、となる。そのため伝説創作時に、 広府人は「土民」を また対王朝

関

民系間矛盾の端緒

ただし は存在していたことになる。 組み込まれた「陸居の民」 図甲制に組み込まれなかったことを示唆するものの、だからといってまったく「化外の民」であったとも言っていない。また、図甲制に ると考えられる。また『輯稿』の場合も、「山居の民」が少なくとも隋・唐時代には、王朝治下の民(「編戸」)であったはずと述べる。 伝説の場合、 糧を正規に負担してきたことを述べる。 いたのかを明瞭にしていない。 いない。それでは、「土民」=「山居の民」は王朝の治下にはない「化外の民」であったかといえば、一概にそうともいえない。 珠璣巷伝説は広府人が図甲制に参入することを述べ、また『輯稿』は「陸居の民」が明初に図甲制に組み込まれ、それ以来、 税糧を負担してきた点を強調している。一方、両言説はいずれも、「土民」=「山居の民」が図甲制に組み込まれた、とは言明して 『輯稿』 第二節1で推測したように、「土民」は広府人の図甲編入に際して保証を与えており、「土民」を王朝治下の民と設定してい は、 明朝に先立つ宋・元時代における「山居の民」と王朝との関係については語らず、 が徭役・税糧を負担していたという記述と対比して、 不明な点が多いが、両民系の公課公租負担=対王朝関係における相違は、遅くとも明初の図甲制施行時に つまり伝説も『輯稿』も、 広府人=「陸居の民」 「山居の民」 が図甲制に組み込まれ、 が王朝に対してどんな義務・ 明初に関しては、「山居の民」が 王朝への義務である徭 負担を負って

ところで、「陸居の民」が 「山居の民」を客民と見なすようになるのは、 明初の図甲制施行時ではなく、明末である。これは、 「山居

軍事的鎮圧によって、 すなわち、 の民」を明朝が軍事的に鎮圧したこと、すなわち「陸居の民」が明朝のバックアップを得ることによってもたらされた状況である。そし 「陸居の民」 「陸居の民」 が明朝のバックアップを得る契機は、 「山居の民」に対する「陸居の民」の武力・経済力等の社会的関係における総体的優位が確立した結果であろう。 が 「山居の民」を客民と見なすという事態は、 制度的には、 明初の図甲制への参入と徭役・税糧負担の遂行とに求められよう。 両民系各々の対王朝関係が明末に変化したからではなく、明朝の

言説から史実へ

考察は後日に期すことにしたい。次の第三節では、 慮すれば、 代にさかのぼる可能性は存在する。したがって、「山居の民」(=「土民」)が宋・元・明の各王朝とどのような関係をとり結んでいたの よび各々の対王朝関係の実像を初歩的に解明することにしたい。 かを明らかにすることが求められよう。これは史実面における検討となる。そしてこの時期がデルタ低湿地開発の開始期であることを考 以上の言説を対象とする検討から、 宋元時代の「原」広府人と呼ぶべき存在についても、その対王朝関係を史実面で考察する必要があろう。 両民系の対王朝関係における相違は、 明代珠江デルタ地域に関する史実を掘り起こし、両言説をも参照して、民系間関係お 遅くとも明初には存在していた。しかし明初以前の宋・元時 しかし、 その本格的

弗三節 史実分析

一節で検討した言説と対比するべく、 本節では明代珠江デルタ地域における民系間関係および各民系と明朝との関係について、その

実際を歴史資料から探ることにする。

場しないことが考えられる。そこで本節では、明末の史料集である顧炎武『天下郡国利病書』(四部叢刊本、 牧野巽が考察するのみである 象とする研究は比較的多いが 明代の広東省には数種類の非漢族が存在した。管見では、広西省や湖南省・江西省などに隣接する広東省北部 [牧野一九八五]。その一因として、 [井上一九九九、甘利二〇〇三など]、珠江デルタ地域の非漢族に焦点を合わせた研究は少なく、 明代の当該地域に関する史料中に、 非漢族を指示する名辞があまり登 原編第二十九冊、 ・西北部山地の猺族を対 広東下。

ごとに分類されているからである。すなわち『利病書』の当該箇所では、広東の非漢族が、省北部・西北部の「猺獞」 以下、『利病書』と略す)を主に利用する。というのは、明代広東の非漢族に関する史料が網羅的に収録されており、(雑) 獞族は現在の壮族)、 省中部・西部・西南部の「峒獠」、海南島の「俚戸」(現在の黎族)の三つに大別されている。 かつ史料が非漢族 (猺族は現在の瑤

として里甲制に組み込んでいない、となる。 猺官を設け、 にまとめれば、明朝は猺族に対して官職の付与、徭役の免除、猺首を媒介とする間接統治など、いわば〝特別待遇〞を与えており、良民 猺首・猺鎮・總甲を設け、猺首を通じて猺族を統治する、②山産の貢納を義務づけるが、徭役を免除する、③猺族の招撫を職務とする撫 これに依拠して整理しよう。猺族に対する明朝の統治方針が定まったのは、明初の洪武年間から永楽年間にかけてである。すなわち、① このうち「猺獞」の部分は、主に猺族関連の資料が収録されている。明代の猺族と王朝との関係については井上徹の研究があるので、 猺族をこれに充てる、 等である[井上一九九九:頁七八]。以上を、後論する峒獠に対する明朝の統治方針と対比するため

判明する。 いについては未詳だが、猺族の場合、一七五六年以前は、一般の斉民(=良民)として処遇されずに、〝特別待遇〞を受けていたことが 十一年(一七五六)に「猺目」を廃止し、猺民を各村寨の保甲に編入して「斉民」と一体に稽査することにしたという。猺首と猺目の違 による鎮圧後の詳細は未詳であるが、清代の史料は、(28) の承継問題に起因して紛擾が発生したこと、また猺民が「化」に向かってきて「斉民」と変らなくなってきたことを理由に、乾隆二 明初こそ如上の統治方針に従っていたが、明中葉の正統十一年(一四四六)以降、百三十年間にわたって反乱を起こす。 肇慶府の猺族について、従来は「猺目」を設けて猺民を管轄させていたが、「猺 明朝

「峒獠」概観

化年間 是に於いて嶺西の獠、多くは良民と為れり。而れども広州以西、 居住していた、②唐宋時代に「首領」を設け、その民を戸籍に登録して「壮丁」としたことが記されている。※ つぎに「峒獠」について、『利病書』収録資料を見ると、①峒獠は、猺族が住む地区の南方、主として邕州 (九九〇一九九四年) に、 「馮拯、 端州 (明清期の肇慶府)を知するに、奏允して尽く諸路の隠丁を括り、更めて版籍を制れり。 皆な時に乱を生ず。有司、 意を加えて招徠すれば、 (南寧) しかし続いて、北宋の淳 暫くは化に向かうと 以東、

分の峒獠は北宋時代に「良民」となっている。これは、猺族が明初に特別待遇を受けるのとはかなり異なる点である。(ヨi 但し終には亦た荒忽無常となる」とある。 つまり実際には服属と離反をくり返すことになるが、 少なくとも理念上において、 大部

参州の 一峰主」

に関する史料に、「峒主」という語が登場するので、 『利病書』「峒獠」に収録されている他の史料から補ってみよう。広東省最西部の欽州 まず欽州について検討しよう。 (現在は広西チワン族自治区に所

に、 国境を侵犯するのに対抗するべく、 官印の交付を拒絶し、「長官職事」を廃止した(「収印罷官」という)。そして「峒長」と称することのみを許した。 武元年(一三六八)に、 「峒主」が賊の鎮圧に功績があったので、金牌と官印(「印信」)を授け、その子孫が峒主を世襲するのを許した。 をその長官たる「峒主」として、その配下の「峒丁」を国境地域の防衛に当らせた。その後、⑻ ベトナムは十世紀の五代に中国から独立する。その結果、欽州はベトナムと国境を接することになった。そして、 七峒はベトナムから明朝に帰順するが、明朝はやはり官位を与えず、峒長と称することだけを許している。 宣徳二年 (一四二七)にベトナムに帰順して経略使等の官位を受け、これを世襲していく。その後嘉靖二十一年 各峒主は元朝発行の官印を返還して明朝発行の官印を要求したが、明朝は、当時七峒の人口が少なかったので、 宋朝は欽州の七峒 (峒は峒獠居住地区)にそれぞれ「長官司」という官僚機構を設け、 元朝の世祖フビライの時に、 元から明に移った洪 七峒はこれに不満を 独立後のベトナムが (一五四三) 七峒の 以降

でに との蓋然性は高いように思われる。 いう語が出てこなくても、それは峒獠=蛮獠に関連する資料とみなすことにする。また、欽州地区以外の峒獠については、少なくとも制度上は とを意味する。 官庁として「長官司」を作り、その長官に峒獠の首領を任命して「峒主」(いわば知峒)と名づけた。これは、土司土官が設けられたこ 一改土帰流 すなわち宋・元両王朝は、 「改土帰流」による良民化が実施されていたであろう。その意味で、 が明初に行なわれたことを意味する。 しかし明朝の成立とともに、 欽州がベトナム国境に近いという特別な理由によって、そこに「峒」という管轄域を設定し、 そこで本稿では、 長官司は廃止され、 したがって、 以下、 『利病書』の 欽州のような特別な理由をもたない他の峒獠地区では、 峒主の官職は取り上げられた。これは、欽州では、 前に紹介した、 「峒獠」の項目に収録されている資料中に、 北宋時代にすでに峒獠が良民として扱われたこ 特に 土司土官を廃止する 「峒獠」「蛮獠」と

珠江デルタ地域 番禺県

る資料のうち、 ったことに由来し、十世紀ごろから陸地化し、明代十四世紀以降に集落が形成され、番禺デルタの開拓基地となっていく。なお紹介す 構成するデルタのひとつ「番禺デルタ」に属し、沖積によって陸地となるのは唐代以降である。紫泥は後漢以来の古鎮であるから、 囲まれ、水上交通が便利な立地である。沙湾鎮管轄域の三分の一は低丘台地、その他は沖積平原である。この沖積平原は、珠江デルタを れば、後漢の初期よりすでに「墟」(定期市)が行なわれていたというから、古鎮といえよう。集落の三面は紫泥河を始めとする河川に ろに、紫泥と沙湾という二つの集落がある。このうち紫泥は、現在の広州市番禺県沙湾鎮に所属する集落である。『番禺県地名志』によ 台地に属すであろう。一方、沙湾は現在の広州市番禺県沙湾鎮の鎮政府所在地である。地名は三〇〇〇-四〇〇〇年前に「浅海湾」であ 一一一五二一)頃を指すと思われる。 つぎに珠江デルタ地域のうち、広東省城の附郭の県である番禺県の状況について検討しよう。広東省城から南へ三十キロ弱離れたとこ 史料4の元来の典拠は史料3と同じと考えられるので、史料4冒頭の「いま」とは、史料3と同じ明の正徳年間 (一五○ 低丘

史料3:『天下郡国利病書』(四部叢刊本)原編第二十九冊、広東下、二十七葉表

冠 正徳年間に、 「士夫の家」が存在していても、やはり〔「村氓」が乱に参加するのを〕制止することができないでいる。〉 〔蛮獠と〕雑処しているが、〔蛮獠を〕教化できないでいる。〈小字注:「村氓」は蛮獠に雑じって〔生活して〕いるので、 紫泥港の黎野航たちは峒首の総領となり、人を殺して乱を起こしたので、 官軍が黎野航たちを生け捕りにした。「衣

史料4:『天下郡国利病書』(四部叢刊本)原編第二十九冊、広東下、二十六葉裏

いま渓峒 ^{③7} 少しでも人に恨みをもつと、すぐに怒って衆を率い、その人を執らえて烹て〔食べてしまう〕。これを「湯」といい、その骨を (峒獠居住地区)の東南部の海近くに、沙湾・紫泥〔という集落〕がある。〔そこでは〕蛮獠が富に恃んで峒主と称してい

海に投けいれる。

しあたり、 史料3は正徳年間の紫泥の話である。「峒首の総領」という語が登場するが、管見した他の史料には見られない。(※) 前述した明初の「猺首」を擬した可能性があろう。この点は、史料4に登場する「峒主」と一緒に後段で検討したい。ここではさ 「峒首」は各峒の長を指し、 「総領」は複数の峒首の上に立って総領する者を指すと考えておく。 ただ 「峒首」につい

である。 しかし「衣冠」は峒獠を教化できず、殺人や反乱を未然に防ぐことができない(衣冠自身は殺人や反乱に加わっていないであろう)こと て乱を起こしたという文脈と関連させて解釈するなら、次の四点を指摘できよう。第一に、「衣冠」が峒獠と雑居していること、第二に、 さて正徳年間に、 「村氓」が峒獠の殺人や反乱に加わるのを制止できないことである。 第三に、 峒獠および「衣冠」とは別に「村氓」が存在し、この「村氓」も峒獠と雑じって生活していること、第四に、「士夫」 黎野航を含む複数が峒首の総領に就き、人を殺して乱を起こしたという。史料3全体を、 峒獠 (「蛮獠」)

朝から期待されているが、 語だけでなく、 も話せ、 話せるが、 航たちであったと考えることができる。 南人庶民の三者が存在し、三者間には日常的な交通が存在していると推測できる。南人士族は、南人庶民と峒獠とを教化する役割を、王 場する「土人」と「蛮獠」との相違について牧野が示した考えに依拠すれば、史料3の「蛮獠」は、 るらしいことを考慮するなら、紫泥という集落(およびその近隣集落)における社会的主導権を握っていたのは、 ここで「衣冠」「村氓」「蛮獠」は、いずれも理念上は図甲制内の良民のはずである。それでは相違はどこにあるのか。『旧唐書』に登 「士夫」は「衣冠」を言い換えた表現であろう。「村氓」も、峒獠と対比されているから南人庶民(多くは農民か)であるが、 かつ広義の科挙における一定の資格をもつ南人士族(士族の場合は、漢族と呼ぶことができる可能性があろう)を指すと思われ 漢語に通じていない者を指すのではなかろうか。「衣冠」は、峒獠やその峒首と対比されているから、 漢語も話せる者を指すと思われる。つまり紫泥という集落の構成員として、少なくとも峒獠(とその峒首)、南人士族、 実際には峒獠だけでなく、南人庶民も十分に制御できていない。そして南人庶民が峒獠とともに乱に加わって 峒獠語 (牧野はタイ語系とする)は 峒獠語だけでなく漢語 峒首の総領たる黎野

つぎに史料4には、「蛮獠が富に恃んで峒主と称している」とある。ここで、峒獠が峒主と称するのが明朝公認のものであるならば、

のではなかろうか。 ® 制内の良民としての地位に不満をもち、 て執行している可能性があろう。また、史料3の「峒首」が「猺首」を擬した可能性をも考え併せるならば、紫泥・沙湾の峒獠が、 は元末まで峒主が実在していたことを考慮するなら、この峒主僭称が欽州の峒主を擬して(すなわち、紫泥峒・沙湾峒の知峒と) 「富に恃んで」とは記さないであろう。 る可能性がある。 その場合、「湯」という行為もたんなる殺人ではなく、元来は峒獠の慣習に淵源する処刑を、 明初の「猺首」、あるいは宋元の「峒主」のごとき特別待遇を望んで僭称している可能性は高い したがって、この峒主は、 峒獠の僭称にかかるものといえよう。そして前述したように、 一個の官庁の長官とし 図甲

うに、 の良民の地位に不満をもち、「峒主」や「猺首」のような土司土官を願望しているらしいこと、⑤明朝軍事力による黎野航生け捕りのよ 南人との間に日常的交通があり、特に南人庶民は「峒首の総領」の影響下にあった事実が判明する。また、④峒獠のリーダーは、 目と鼻の先の地点において、①峒獠の拠点が少なくとも複数存在し、②峒獠のリーダーが 以上から、 明朝の軍事的保護がなければ、南人は武力面で峒獠に対抗できていないこと、等を推測できる。 正徳年間(一五〇六-一五二一)という時点、広東省城から南へ三十キロ弱しか離れておらず、かつ番禺デルタの低地とは 「峒主」「峒首の総領」等と自称し、 ③峒獠と 図甲制

広州城近辺について明らかにした状況が一 ないこと、 本稿でいいうるのは、 明代の珠江デルタ地域で、このような状況がどの程度まで普遍的なのかについては、本稿の検討範囲をこえており、 換言すれば、、漢族的なもの、あるいは 明代の番禺県という省城附郭の県においてすら、その農村部では ―その範囲は狭くなっているであろうが― *明朝の制度、が埋め尽くしていたわけではないこと、である。 ―明代まで存続していることである。 ~峒獠的なもの~ が完全に消滅していたわけでは いわば牧野が唐代の 後考を俟ちたい。

珠江デルタ地域 新会員

功を立てている。 握して賊の活動や反乱を防いだり、 る。この間、 新会県の西部では、 『輯稿』に登場する陶魯は、 同じく談愷は、提督軍務兵部右侍郎兼僉都御史として、嘉靖三十五年に、 正統七年(一四四二)から嘉靖三十五年(一五五六)まで百年以上にわたって、 広西省の 景泰・天順年間(一四五〇-一四六四)に新会県の県丞や知県として、 「賊」 の新会襲撃に対して、 県内の恒産ある子弟から兵を募ってこれを討伐したりして、 新会県の「峒獠」だけでなく、そのさらに西 「賊」の活動や「反乱」が続いて 各村の戸口動静を把

録されていないので、 新興・恩平・陽江等の県の猺族を討伐する「大征」を行なっている。『利病書』を見る限り、 新会県における賊の活動や反乱は、この談愷の「大征」でほぼ終息したと思われる。 嘉靖三十五年以降の史料は収

居の民 きている。したがって、 いて、『利病書』収録史料はその手がかりをまったく提供していない。また、後述するように東南部の陳文伯をリーダーとする反乱も起 『利病書』の史料を読むことにしたい。 『輯稿』が提示する、 方、 が 東南部については、賊の活動や反乱がほとんど見られない。したがって賊の活動や反乱は、『輯稿』が言うように、 東南部の 「陸居の民」の勢力増大を恐れて起こしたようにも見える。 東南部の「陸居の民」と西部の「山居の民」との対抗という構図だけでなく、 西部の「山居の民」と東部の「陸居の民」との関係の実際を慎重に見極める必要があろう。 しかし、西部において賊の活動や反乱が生じる理由につ 別の構図の可能性も念頭において そこで本稿では、 の 山

る側に与することは、 うしが戦う構図が成立している。もっとも民壮・打手がすべて東南部出身とは限らない。しかし当時の民壮は里甲から選抜されているか 兵」(広西省の土司地域の獞族兵士)、さらには新会県やその近隣諸県で募集された在地の「民壮」(=「民兵」)や「打手」の参加によ って可能となった。 史料5―aを読もう。 その多くは新会県もしくは近隣諸県の里甲から選抜された者と考えられる。その場合、 西部における百年以上に及ぶ賊の活動や反乱に対する鎮圧は、「官兵」という明朝の正規軍だけで遂行されたのではなく、 民壮・打手は在地の民間人であるから、直接の戦闘場面において、 西部の賊や反乱の側に立たないことを選択したことになろう。ここで、 西部の峒獠に対する民壮・打手という、 個々の民壮にとってみれば、 西部対東南部という構図が明瞭な事例とし 賊や乱を鎮圧す 民間人ど

『天下郡国利病書』(四部叢刊本)原編第二十九冊、広東下、三八葉表―裏

て、

を金鶏頭大山に破って大用を斬殺した。まもなく平康の楼岡民の何二と恩平県の鄭清たちが盗みをはたらき、長潭に立てこもった。 れを白帯義勇と呼んだ。謝辺村の謝大用という奸民が賊首となって乱を起こすと、文伯は五坑逕・鬼子窟等の営兵と協力して、これ (嘉靖三十三年=一五五四年の談愷の「大征」) に先立って、外海村民の陳文伯たちは明朝の恩に報いることを名目にして、 (「工食」)を自弁して「打手」・「総甲」を雇募した。地方官は文伯を信じて、戦闘のたびに白帯を結ばせて先鋒とし、そ

文伯は部下を率いてこれも破り、

何二を斬殺した。文伯はたびたび功を立てたので、尊大になっていった。

文伯のところへ持って行かせて〔降伏を〕勧めたが、文伯は従わなかった。そこで応奎は精卒一六○○余名を選び、 (嘉靖三十二年)に大飢饉が起きた。文伯は飢民を煽動して反乱を起こし、部下多数を従えて海上に乗り出して好き放題に略奪 官兵が文伯を捕まえようとしたが、逆に殺されてしまった。汪応奎(広州府通判・署新会県事)は部下に告示を与え、 螺螄箭 (螺旋に切ったやじり)を造らせ、さらに近隣諸県の兵五○○○余名と水軍(「舟師」)を率いて、文伯

の討伐に出かけた。戦闘で文伯が銃弾に当って死に、その残党もみな降伏したので、賊の勢は次第に孤立していった。

ば、 ら「氏族日繁、 の陳文伯は打手・総甲の給料を自弁したというから、これは東南部傘下の武装力といえよう。 西川喜久子によれば、外海村は県東部のうちでも、肥沃な沙田地帯に最も早く変貌したところであり、また外海の陳氏は、 反乱を起こすこともあったのである。)かし史料5―bを見ると、 東南部対西部という構図が明瞭に成立している。また東南部が、本来的には反乱を起こす意図をもっていなかったことも推測できる。 つまり当時の東南部は、新会デルタの開発途上ということもあってか、飢饉発生の危険があり、明朝側の飢饉対策が不十分であれ 科名輩出」し、 嘉靖三十二年(一五五三)に、 一族発展の基礎が築かれていったという[西川一九九四:頁一九九、二二九-二三二]。史料5の外海村 凶作のためであろうか、飢饉が発生するのを契機として陳文伯は反乱を起 したがってこの場合には、 戦闘場面におい 明初ごろか

れば は孤立して弱まったことを言うものであるが、同時に、陳文伯の勢力が西部の反乱勢力と繋がりがあったことをも示唆する。そうでなけ それとも「水居の民」=蛋民が参加しているのかは未詳である。前者の場合には、当時の東南部の人々が陸上だけでなく、 | その残党もみな降伏したので、賊の勢は次第に孤立していった」 とある。これは、 生活活動にも従事していることを、後者の場合には東南部の人々と蛋民との交通が断絶していないことを示唆する。この陳文伯の反生活活動にも従事しているい。(8) 陳文伯の反乱で興味深いのは、「部下多数を従えて海上に乗り出して」いる点である。東南部出身の陳文伯自身が海上勢力であるのか、 上のような膨大な数の兵を動員する必要はないであろう。 官憲側は最終的には、精兵・最新兵器や数千名の兵に加えて、水軍まで動員している。そして陳文伯が銃弾に当って死ぬと 陳文伯の直接の配下が降伏したため、 他の反乱勢力

ある。

海上勢力を伴う点からすれば、東南部の人々は西部の峒獠 これは 「輯稿」 以上、 『輯稿』 | がいうほどには、東南部の「陸居の民」と西部の「山居の民」とが明瞭に分化しておらず、未分化であったことを示唆しよう。 陳文伯の事例からすれば、第一に、 の言説を支持する史実となろう。 東南部の人々が明朝に協力し、西部の峒獠の乱を鎮圧する要素を有していたことが判明する。 しかし第二に、 (さらに蛋民)と日常的に交通していたと考えられる。これは明代においては、 飢饉が起こると、一転して乱を起こした点、またその反乱勢力の規模や

第四節 言説と史実のはざまからの考察

広府人の誕生と成立

脱する意志を宣言したものといえよう。 においても、また対王朝関係においても、「土民」を無視することはできなかった。 アイデンティティという社会的関係において、また徭役・税糧の負担という対王朝関係において、広府人の祖先が「土民」の世界から離 ティを有していることを強調し、また、②図甲制に帰属して、徭役・税糧を正規に負担することを知県に約束している。 二節3で述べたように、珠璣巷伝説の設定では、図甲制に帰属する直前まで、広府人の祖先は「土民」の保護下にあり、 しかし伝説は、①広府人の祖先が漢族アイデンティ つまり本伝説は 社会的関係

る軍事的保護や飢饉時の援助等が必要となろう。これが伴わない場合、 しかし、 離脱後の広府人が「土民」から真に自立するには、社会的自立を保障する自前の経済力・武力、ないしは明朝の広府人に対す 広府人が依然として「土民」の社会的影響下にとどまる可能性が

よって軍事的にカバーできる範囲は限られていた。したがって、 に武力面で対抗するには明朝軍事力が不可欠であった。また新会県の場合、 会的影響下にあった。そして、南人に「土民」から自立する意思が存在したことは明瞭には窺えないが、たとえ存在したとしても この点を史実から検証すると、番禺県の紫泥・沙湾の場合、明中葉の十六世紀において、 如上の意志を宣言し、かつその後に「土民」から自立できる条件を有す 明初~中葉においては、 南人庶民(「村氓」)は依然として峒獠の 明朝正規軍と広府人の民間武力とに 峒獠

新会県の場合、 上回っているような場所の人々など、ごく一部の者に限られていたと推測できよう。このような状態から真に自立するに至った時期は、 明初においては、明朝正規軍による治安維持が一定程度期待できる場所の人々、あるいは自前の武力がすでに「土民」のそれを 軍事的鎮圧を経て、「陸居の民」が自らを土著と呼び、「山居の民」(=「土民」)を客民と呼びだす明末なのであろう。

王朝からみた広府人誕生の意味

時代にさかのぼれる可能性があり、これは史実面での今後の課題となろう。 明初の図甲制実施は、ある意味では しうる史実では、 わない国家制度を浸透させていく時には、当然、良民として徭役・税糧を正規にかつ恒常的に負担する存在が求められる。 すると思われる。 南諸省の場合、 しかし広東省の峒獠地区の場合、 珠江デルタ地域における「改土帰流」の実施については、管見では、『利病書』が紹介する北宋の淳化年間の良民化がこれに該当 珠江デルタ地域において、このような存在として登場した最初の集団が明初の広府人ということになる。ただし宋・元 ただし、その後に峒獠はたびたび反乱を起こしたようであるから、どの程度実効力のあるものであったかは疑問となる。 一般には、明初の洪武年間に土司・土官制度が整備され、清代に「改土帰流」が実施される[岡田一九九三: 「改土帰流」の再実施といえよう。そして、王朝側が「峒主」のような土官を排除し、 第三節の考察から、欽州において「峒主」が廃止され、「改土帰流」が実施されたのは明初であ 現時点で判明 特別待遇を伴 頁二

履歴の書き換えと歴史的刻印

のような関係を結んでいたかではなく、自分たちの祖先が明初から図甲制に帰属し、正規の徭役・税糧を負担してきたか否かにある。な 広府人となり、 を結ぶのは図甲制への帰属に始まる、と設定している。そして図甲制は-頁 明初に施行された。牧野巽は、本伝説に卑俗な内容が含まれることから、本伝説が大衆のなかから生まれたと推測する[牧野一九八五 珠璣巷伝説は、 二五八]。この牧野説を前提にするなら、 図甲制に帰属する元南人庶民(また南人士族、さらに峒獠)等にとって重要なことは、自分たちの祖先が宋・元王朝とど 広府人の祖先が宋・元王朝とどのような関係を結んでいたかについては何も語らず、広府人の祖先が王朝と直接的関係 明初ではなく、「山居の民」の抵抗が始まった明中葉以降に、 ―これは史実の次元ではあるが、きわめて明瞭な史実として― はじめて本伝説を受容して

すでに図甲制へ帰属していたか否かにおかれているからである。 ぜなら、 各個人や各宗族が土著(=広府人)であるか、 客民であるかの歴史的分岐点が、「山居の民」の抵抗が始まる前の 明初におい 7

刻印となっているからではなかろうか。 う現象すら伴って、 気づかされる (注6参照)。これは、 あったことを示唆しよう。十八世紀初には里甲制が解体してしまう江南デルタ等と異なり、 帰属したとしていることに気づく。しかも丹念に読むならば、偽造によって、帰属時期を明初に設定している事例が少なくないことにも 以上の点は、 そして、 この点を念頭に入れて珠江デルタ地域の族譜を見ると、多数の族譜が自己の祖先は明初 広府人にとって、 里甲制が清末・民国期まで存続していくのも、 図甲制=里甲制がたんなる外在的国家制度ではなく、当該民系の誕生・拡大と密接不可分な国家制度で 土著と客民との間に厳然とした差別が存在しており、土著となるために取られた対策といえよう。 広府人と里甲制との間の特殊な関係が、当該民系にとって深い歴史的 珠江デルタ地域では明末以降の里甲新設とい (洪武年間から永楽年間) に図甲制へ

注

- 1 本稿では、「珠江デルタ地域」の語を広義に用いる。その地理的範囲は、行政区画でいえば、明清時代の広州府とこれに近接する範囲とし、 デルタ低地のみならず、 その周囲に所在する丘陵・台地・山地等を含めた地域として使用する。
- 2 広府人は、 省東部の主要民系は 所謂 、広東語、(=広州話)を母語とし、 日本では一般に〝広東人〟と呼ばれ、その母語は〝広東語〟と呼ばれている。 ″潮州人』であり、 省北部・東北部の主要民系は〝客家人〟である。そこで本稿では、現地広東における呼称にならっ 明清時代の広州府および肇慶府を主要な居住地とする民系を広府人と呼ぶことにする。 しかし、その分布域は広東省全体に及んでいない。
- (3) 中国大陸では、広府人が言語・習俗等の面で、 めて少ない。なお福建省における六大民系の誕生・成立史を学術的に解明した研究として、陳支平『福建六大民系』(福建人民出版社、 漢族との相互同化による融合に帰す見解が一般的である 000年六月) 広東在来の非漢族の特徴を有する点から、その誕生を北方からの漢族移住民と広東在来の非 (司徒二〇〇一など)。ただし管見では、 誕生の歴史を学術的に解明した研究は極
- 牧野は自己の研究のなかで、 珠江デルタ地域の 「原住民」に関する検討の正確度は、 海南島や欽州に関するそれに比べて低いと断っている。
- (5)広府人の誕生を明代と関連させた先駆的研究として Faure一九九六がある。第二節1参照。

- 6 本伝説に合致するように族譜を改変することについては、譚棣華と瀬川昌久が言及している[譚一九九三:頁三一三。瀬川一九九八:頁三 八-三九]。ただし、里甲制への帰属時期に関する改変には言及していない。
- (7) 「平地」は、 地は含まれないであろう。 猺族が生活する山地、 蛋民が生活する河川・海上と対比した表現であるが[牧野一九八五:頁二〇六]、そのなかにデルタ低湿
- (8) 社会学者や人類学者の研究の場合、 各民系と王朝との関係への関心はうすいようである。この点は、歴史学者に課せられた重要な課題であ
- (9) 本伝説のバージョンは多いが、細部を除いた骨格はほぼ同じである。ここでは、黄慈博輯『珠璣巷民族南遷記』(南雄県志辦公室、一九八 景を南宋とする。しかし多数の研究が時代考証を行なって、矛盾箇所を指摘している[西川一九九四:頁二一四-二一五等、 た、広府人という民系が確立したのちの清代における本伝説の役割については、片山二〇〇〇を参照されたい。なお、本伝説はその時代背 五年)所収の「南遷来由」 (頁一七-三三)を要約した。牧野が、別バージョンの部分訳を行っている [牧野一九八五:頁五六-六〇]。ま
- (1)「ある事件」の内容は、その詳細をここでは省略するが、かなり荒唐無稽の事件である。
- (11)Faure は猺族の徭役免除伝説と対比しているが、比較すべき対象としては、後述するように珠江デルタ地域に住んでいた峒獠(ただし、今 のところその伝説は知られていない)の方が適当であろう。
- (12) 管見では、牧野が若干言及するのみである [牧野一九八五:頁二五九]。
- (13) 牧野は唐代の「土人」の末裔と考えている [牧野一九八五:頁二五九]。
- 14 西川一九九四:頁一九一、参照。なおこの論文とその続編(西川一九九六)は、清代の新会県の地域構造を克明に研究したものである。
- <u>15</u> 京都大学人文科学研究所の石川禎浩氏および村上衛氏から、清末の広東郷土志に関する本格的研究として、程美宝「由愛郷而愛国:清末広 東郷土教材的国家話語」(『歴史研究』二〇〇三年第四期、 頁六八-八四)がある旨の教示を得た。ここに記して両氏に謝意を表したい。
- <u>16</u> 史料1・2は同事の黎璧湲が編集し、総編輯員の譚鑣が若干増改したものである。石川禎浩氏によれば、譚鑣は「優勝劣敗」の考えを鼓吹 三三一の訳注1、参照)。西川一九九四は本『輯稿』を利用しているが、本稿で引用した部分は利用していない。 した梁啓超のいとこ(「表兄」)とのことである(丁文江・趙豊田編、 島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻、 岩波書店、二〇〇四年、 譚棣華は史料2とほぼ同 頁

察は後日を俟ちたい。

- 内容の資料を、 一九四九年刊『新会潮連蘆鞭盧氏族譜』から引用するが、具体的分析は加えていない [譚一九九三:頁三一二]。
- $\widehat{17}$ 明初の新会県の領域内には、 南朝時代の封平県・盆允県の県治があり、また隋唐時代の封州・岡州の州治があった。
- (18) この三分類は、 清極末の珠江デルタ地域の郷土志に共通している。民国抄本『香山県郷土志』(巻五、人類) 等、 参照。ただし、この三分

類の提唱者については未詳である。

- <u>19</u> ただし唐代には羈縻政策が実施されており、 広東在来の非漢族は元末まで中華王朝の「編戸」となったことがないと理解している。 「編戸」の民=良民であったかは疑問である。第三節1参照。なお劉一九九七 (頁四二) は
- (20)「民戸」の意味については後述する。
- (21)史料中の談愷と陶魯は鎮圧に尽力した明朝官僚である。第三節4参照、
- (2)ですっています。ドラー「チョン・コードン)「子等」では可能であるので、人で、(2)で対しています。
- 22 史料1の 「客家」「客」「客民」と史料2の「客籍」とは同義であるので、 以下、客民で統一する。
- 23 24 府人に保護・保証を付与する役回りで登場することはありえないからである。なお、改変を受けなかった理由のひとつとして、 あると無媒介に見なすわけにはいかない。にもかかわらず、現在見られる珠璣巷伝説において、「土民」が広府人を保護・保証するものと たがって、 珠璣巷伝説の成立は明中葉以前であるが、 本稿における文脈とは異なるが、清代珠江デルタ地域における土著=民戸と客民との間にある相違・差別について、片山二〇〇〇、 して描かれているのは、 て荒唐無稽な内容が含まれていることが考えられる。 明末・清代に伝説内容が改変される可能性もありうる。その意味で、現在伝わっている伝説内容を、伝説成立時の内容と同一で 明末を経ても、ほとんど改変されずに伝わったことを示そう。もし明末以降に改変されたとすれば、 現在文字資料として残っている珠璣巷伝説は、多くが清末・民国期に記録されたものである。 「土民」が広 伝説にきわ
- (25) 『輯稿』を読むと、 家関係、 の関係が確立し、 経済面、 かつ明朝軍事力を味方にして、「山居の民」の乱を鎮圧していくのは、明初以降であり、 その他民間社会的側面における優位) 広府人が経済面で実力をもち始める時期が南宋・元であったと考えることも可能である。 が確立するのが明末なのであろう。 「陸居の民」の総体的優位 しかし「陸居の民」 (対国
- 26 筆者がこれに照明を当てるのは本稿が最初であり、この主題に関する研究蓄積は浅いので、ここでは初歩的検討を示すにとどめ、 本格的

- 27 広東歴史地図集編纂委会『広東歴史地図集』(広東省地図出版社、一九九五年)所載の「明代広東少数民族分布」の図(頁四九) れていないのであろう。 族)と俚戸(現在の黎族)が居住する集落を挙げるものの、峒獠が居住する集落は挙げていない。そのため、本地図集に峒獠の分布が示さ 壮族・黎族の分布を図示するが、峒獠の分布を示していない。本地図集は『利病書』を参考資料にあげるが、『利病書』は猺 (現在の瑤 瑤族
- (2) 井上は、反乱鎮圧後に、これらの特別待遇が廃止されたのか、継続されたのかに関して言及していない。
- 29 道光十三年(一八三三)修、光緒二年(一八七六)重刊『肇慶府志』巻二、輿地略、八九葉裏に、「各属猺民、旧設猺目管轄。後因高要・ 徳慶・四会・広寧猺目謝守信子孫承継紛争、騒擾滋事、且猺民向化日久、各安耕鑿與斉民無異。猺目可以不設。於乾隆二十一年、 詳請裁革。

猺民編入各村寨保甲、與斉民一体稽査〈呉志〉」とある。これは「呉志」=乾隆二十五年(一七六〇)刊『肇慶府志』からの転載である。

- (30)ただし戸籍登録されていない、いわば「化外の民」として「山獠」も存在する。『利病書』のここまでの部分は、南宋范成大『桂海虞衡 志』中の「志蛮」の記事にもとづくと思われる。
- (31)ここにあげる史料を牧野も利用しているが、対王朝関係における猺族と峒獠との相違には言及していない[牧野一九八五:頁二〇六、二四
- 32 七峒とは、 に関する他の箇所ではいずれも「峒主」となっているので、「峒長」は誤りと判断する。「峒丁」とは「峒主」の武装力として使役される者 時羅、 如昔、博是、澌凛、鑑山、古森である。史料中に、宋朝が「峒長」を設けたとする箇所が一箇所あるが、
- 「峒長」が官位・官印を伴わないことは明白であるから、特別待遇を伴わない名目的呼称と思われる。
- (3)「嶺西の獠、多くは良民と為れり」と、「多く」と述べて、「すべて」としないのは、欽州のような例外があるからであろう。
- (35) ただし「山獠」は良民ではなく、「化外の民」と考える。
- 36 番禺県地名辦公室編『番禺県地名志』(広東省地図出版社、一九八九年)頁二一―二二、七三、参照。また沙湾の歴史、特に大宗族の何氏 留耕堂の沙田開発を劉志偉が扱っているが、峒獠の問題には言及していない [Liu一九九五]。
- 37 「渓峒」とは、「小河川地域に拡がる山間盆地」を指すという [上西一九九九:頁五一]。この場合には、峒獠の居住地区を指そう。

- 38 上西は、宋代の羈縻州における長の肩書のひとつとして「総領」を紹介する[上西一九九九:頁五三]。
- 39 る交易上のトラブルを指すのかもしれない。 る。 なら、峒獠の「峒主」(=「峒首の総領」か)が 前述のように、紫泥では後漢から定期市 そして、 南人と蛮獠との日常的交通を媒介する装置としても、定期市を考えることができよう。史料4にいう「恨み」も、 (「墟」) が存在していた点、また「峒首の総領」が紫泥における社会的実力者である点を考慮する 「富」を有していた一因として、 定期市の経営権を握っていた可能性を考えることができ 市場におけ
- $\widehat{40}$ 史料中に「里長」「里排」「排年」が登場しており、 広義の科挙合格者が存在すること、すなわち峒獠語だけでなく、漢語も話せる南人が存在することを推測できる。 西部で里甲制が施行されていたことがわかる。また、 生員・貢士も登場しているから、
- (41) これが東南部の子弟であるかどうかは未詳。
- $\widehat{42}$ 「民壮」は出征して戦う(「征戦」)ための民兵である。 刪 に 官憲が指揮する。その武器や出征時の食糧は官から支給され、 府・県が雇募するものであるが、それを指揮するのは同じく雇募された「総甲」「千長」という民間人である(『利病書』原編第二十七 広東上、七葉裏-九葉表)。 在地の里甲から二十—五十歳の壮年男子が、 徭役・税糧も一定程度免除される。「打手」は、 里ごとに二―五名が選抜され、 民壮の兵力不足を補うため 在地の
- <u>43</u> 牧野は、漢代や唐代に、広州を起点とする外国貿易に従事していた者として、珠江デルタ地域のタイ語系異民族 ている[牧野一九八五:頁二〇八、二四九]。 (峒獠を指そう)を推測し
- 44 際に近いように思われる。 について、「陸」「山」「水」の空間ごとの棲み分けが明瞭に成立している構図を提示するが、未分化から分化への過程という構図の方が実 西部における賊の活動や反乱も海上勢力を伴っている。また西部における反乱は、黄蕭養の乱とも連動している。『輯稿』は明代の新会県
- (補注) 『広東通志』巻七十にもほぼ同内容の資料があるが、『利病書』の方が詳細であるので、本稿では主に 『利病書』の当該個所は、 嘉靖 『広東通志』中の関連資料を収録したものと思われるが、筆者は嘉靖通志を見る機会を得なかった。 『利病書』に依拠した。 万暦

〈主要文献略称〉

甘利二〇〇三 甘利弘樹「『広東新語』にみる広東の山寇の性格」『栃木史学』十七号、國學院大學栃木短期大学史学会、平成十五年三月、 頁四〇—

井上一九九九 上西一九九九 上西泰之「宋代西南の少数民族:北宋期の渓峒蛮政策について」『アジア遊学』九号、勉誠出版、一九九九年十月、頁五一―五七。 井上徹「羅旁ヤオ族の長期反乱と征服戦争:一四四六―-五七六年」『アジア遊学』九号、勉誠出版、一九九九年十月、頁七三―八七。

岡田一九九三 岡田宏二『中国華南民族社会史研究』汲古書院、一九九三年六月、四四六頁。

片山二000 片山剛「十八世紀の広府人社会と客家人の移住:童試受験問題をめぐって」山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版社、

二〇〇〇年六月、頁一六七—二一〇。

瀬川一九九八 瀬川昌久「少数民族はどこから来たか:華南の祖先移住伝承」可児弘明・国分良成・鈴木正崇・関根政美編著『民族で読む中国』 朝

日選書五九五、朝日新聞社、一九九八年三月、頁一七—四三。

西川一九九六 西川一九九四 西川喜久子「珠江デルタの地域社会:新会県のばあい、続」『東洋文化研究所紀要』一三〇冊、平成八年三月、頁一―七二。 西川喜久子「珠江デルタの地域社会:新会県のばあい」『東洋文化研究所紀要』一二四冊、平成六年三月、頁一八九―二九〇。

濱島一九九〇 濱島敦俊「明代の水利技術と江南地主社会の変容」川北稔編『生活の技術 生産の技術』岩波書店、一九九〇年二月、頁七五--一〇

牧野一九八五 牧野巽『牧野巽著作集 第五巻』御茶の水書房、一九八五年。

司徒二〇〇一 司徒尚紀 《嶺南歴史人文地理》 広州:中山大学出版社、二〇〇一年、四一八頁。

一九九三 譚棣華「従珠璣巷史事聯想到的問題」譚棣華『広東歴史問題論文集』台北:稲禾出版社、中華民国八二年六月、頁三〇七―三三二。

一九九七 劉志偉『在国家与社会之間:明清広東里甲賦役制度研究』広州:中山大学出版社、一九九七年、二七八頁。

Faure一九九六 David Faure (科大衛), "Becoming Cantonese, the Ming Dynasty Transition," in Unity and Diversity: Local Cultures and *Identities in China*, ed. Tao Tao Liu and David Faure, pp.37-50, Hong Kong: Hong Kong University Press, 1996

Liu一九九五 Liu Zhiwei (劉志偉), "Lineage on the Sands: The Case of Shawan," in Down to Earth: The Territorial Bond in South China, ed. David Faure and Helen F. Siu, pp.21-43, Stanford: Stanford University Press, 1995

矣。

(後略)

(史料原文)

史料1:光緒三十四年(一九〇八) 刊 『新会〔県〕 郷土志輯稿』巻五・人類

a粤中民族、 皆百粤旧種、 至者。山居之民、 種類繁雑、 今人概称客家。 即秦時所謂陸梁人。魏晉以後、 不易区分。 然其大別、 略可定爲三類。 居恵 州 · 潮 則陸居之民、 州. 連 (州) 山居之民、水居之民、 梧 州 者曰猺、 是也。 居高 陸居之民、 州 皆中原種族、 · 瓊 州 合浦者曰獠。 唐宋以後転徙而

此

b客家之名、起於明末。 蓋明初圖甲、 皆以陸居之民編隷、 遂爲土著、 而山居無圖甲籍者、 皆以客目之焉。 惟百粤襍居、 舊有種姓 〈割注:見漢地理

c本朝連山設庁、 赤渓開協、 我疆我理、同隷黄圖、 種族之界、 無深攷也。 (中略) 明代以前、 新会西界多有山猺 (「獠」 の誤りか)。 近則悉從遷、

併留居笄簪・尖緑・護屏諸山者、 寥々数落而已。 (後略)

今客民之姓、乃與中原民族無異、

則秦漢謫徙與粵雑處、

久已同化為一矣。

史料2:光緒三十四年(一九〇八) 刊『新会〔県〕郷土志輯稿』巻七・氏族

編戸、亦必成聚成都、 原普通衣冠裔也。 綜査各譜、 然邑境初開、 其始遷本境之祖、皆唐以後人。至宋度宗咸淳九年、 無疑矣。 何以今日環邑境而居者、 平・盆名県、 封・岡領州、 絶無唐人以前土著哉。 隋唐前事也。無民何以爲治、 由南雄州珠璣巷遷至者、約占全邑民族之六七焉。其得姓受氏之始、 蓋嘗論之。 無地何以居民。不必遠遡、百粵叢薄、五嶺徙戎、 即隋唐 均

b新会全境、 県邑亦就近為治、 任囂謂 本山居。〈割注:『史記』秦始皇本紀の正義と『南斉書』州郡志とを引く〉 「番禺負山険阻、 負山面海。 以存茬之。南朝十二廃県故址、類在邑西北百十里外、 鬱江経流、 頗有中国人相輔」、 自北南注。 漢高詔書謂 山脈、 西起高涼、 「秦徙中県民、 東距鬱江而止。邑之西境、大半高原。其東南方一帯、 與粤雑處。 可証也。 趙佗治有文理故不耗減」、皆謂是也。 自漢迄唐、北人南徙者、亦遂依山棲集、 唐時皆沮洳澤國也。 其時、 久之遂同化於粤民。 民族既依山而居、 越民陸

c宋以後、 乎。 生聚驟增。 迨談愷大征、 東南海壖、 山居之民、 陶魯雕剿、 以鬱水灌輸之故、 日虞侵逼、 新民之基礎既固、 則因其同化習慣、 漸成土壌。 則編差輸賦、 中原士族避難而来者、 連結迤西山獠、 皆自名土著、 與新民爲讐敵。 咸闢荒穢立家業。 而山居者反以客籍目之。今広属十四県民戸、幾無一非宋元後遷居之種 西寇訌擾、 近水浮淤田多膏腴、 幾與有明一代相終始。 交通尤便、 此亦新旧民族競争最劇烈者 後至者反占優勝之勢、

史料3: 『天下郡国利病書』(四部叢刊本) 原編第二十九冊、広東下、二七葉表。

正徳中、紫泥港黎野航等為峒首総領、 殺人作乱、官軍擒之。雖有衣冠雑処、不能化也。〈小字注:村氓與蛮獠相雑、有士夫之家亦不能制〉。

史料4:『天下郡国利病書』(四部叢刊本)原編第二十九冊、広東下、二六葉裏

今渓峒東南近海有沙湾・紫泥、蛮獠恃富稱峒主。毎睚眥忿起、輒帥衆執人烹之。謂之湯、 投其骨於海。

史料5:『天下郡国利病書』(四部叢刊本)原編第二十九冊、広東下、三八葉表―裏

a先是、外海村民陳文伯等、假以報効爲名、自備工食、充打手・総甲。有司信之、毎戦繋白帯爲先鋒、謂之白帯義勇。 首作乱。文伯協同五坑逕・鬼子窟等営兵、破之於金鶏頭大山、斬大用。已而平康之楼岡民何二與恩平鄭清等、爲盗、據長潭。文伯帥兵、又破之、 謝辺村有奸吏謝大用、爲賊

斬何二。累以功自矜。

b癸丑大飢、文伯煽動飢民爲乱、擁衆海上、肆行劫掠。官兵捕之、反爲所殺。応奎、令人賚榜、往諭不聴。乃選精卒千六百有奇、令典史馮卿造神 機銃・螺螄箭、 合諸邑兵五千有奇、帥舟師、 往討之。戦方合文伯中銃死、餘党皆降、賊勢益孤。